



北海道高齢者向け住宅事業者連絡会市民セミナー

地域包括ケアと高齢者向け住まいについて
—有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅を中心に—

厚生労働省 老健局 高齢者支援課
高齢者住宅対策専門官 山口義敬

目 次

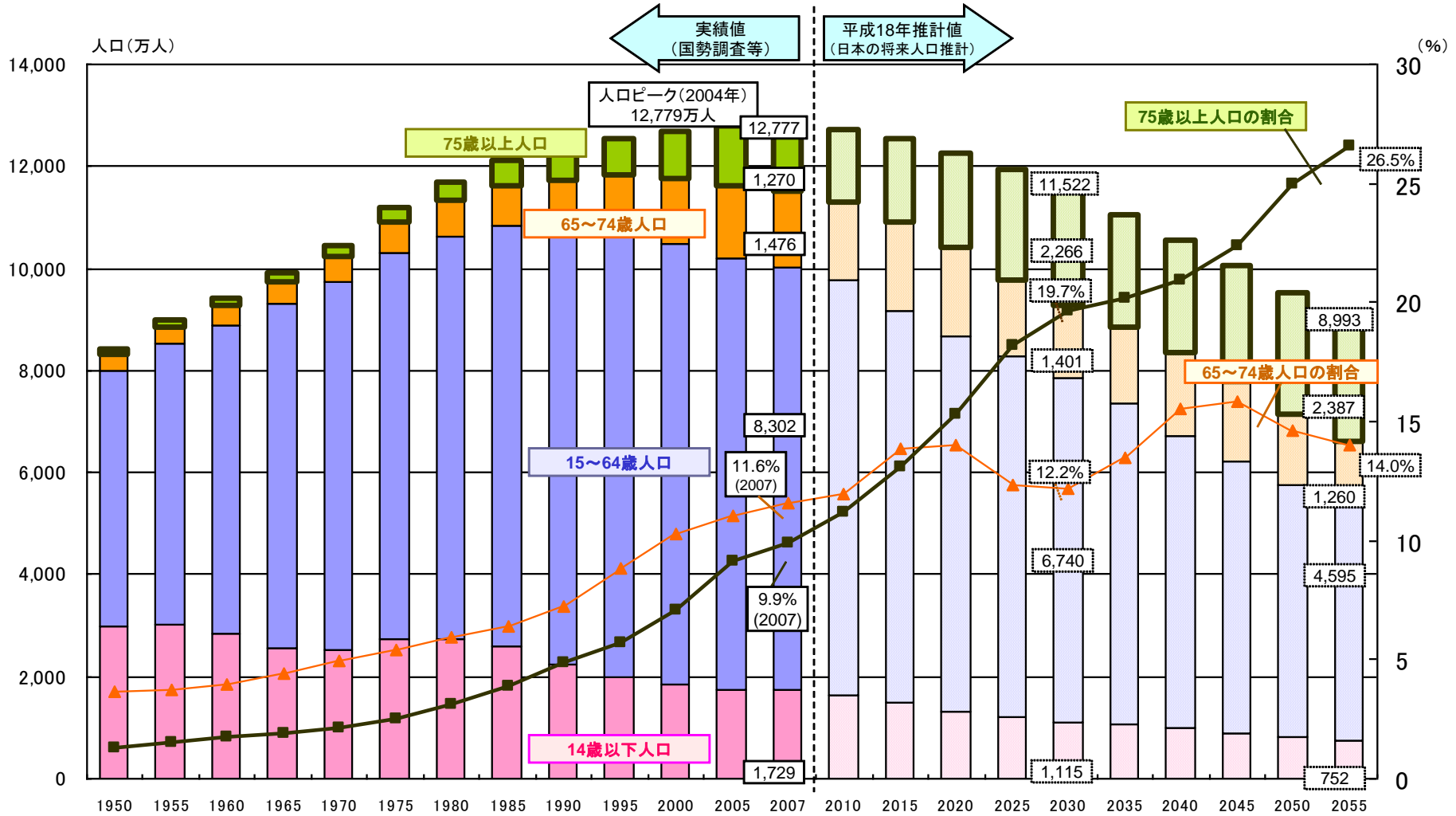
- 1 高齢者居住の現況と将来像p02
- 2 介護保険制度についてp11
- 3 有料老人ホームについてp18
- 4 特定施設入居者生活介護についてp30
- 5 サービス付き高齢者向け住宅についてp36
- 6 介護保険サービスとの連携についてp52
- 7 高齢者向け住まいの課題p57



1 高齢者居住の現況と将来像

人口の将来推計

○ 我が国の75歳以上人口の割合は現在10人に1人の割合であるが、2030年には5人に1人、2055年には4人に1人になると推計されている。



資料：2005年までは総務省統計局「国勢調査」、2007年は総務省統計局「推計人口(年報)」、2010年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)中位推計」

高齢化の進行に関する国際比較【時間軸での比較】

- 我が国における高齢化のスピードは、諸外国との比較において群を抜いている。

国	65歳以上人口割合（到達年次）			到達に必要な年数
	7%	14%	21%	7%→14%
日本	1970	1994	2007	24
中国	2001	2026	2038	25
ドイツ	1932	1972	2016	40
イギリス	1929	1975	2029	46
アメリカ	1942	2015	2050	73
スウェーデン	1887	1972	2020	85
フランス	1864	1979	2023	115

1950年以前はUN, The Aging of Population and Its Economic and Social Implications (Population Studies, No.26, 1956) および Demographic Yearbook, 1950年以降はUN, World Population Prospects: The 2006 Revision (中位推計) による。ただし、日本は総務省統計局『国勢調査報告』および国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口』（平成18年12月推計）による人口（[出生中位(死亡中位)]推計値）。

1950年以前は既知年次のデータを基に補間推計したものによる。それぞれの人口割合を超えた最初の年次を示す。“—”は2050年までその割合に到達しないことを示す。倍化年数は、7%から14%へ、あるいは10%から20%へそれぞれ要した期間。国の配列は、倍化年数7%→14%の短い順。

都市部における急速な高齢化【地域軸での比較】

- 今後、急速に高齢化が進むのは、首都圏をはじめとする「都市部」。
- 一方、「地方」では、2,020年以降、高齢者人口は減少に転ずる。

都道府県別の高齢者(65歳以上)人口の推移

	2005年時点の 高齢者人口(万人)	2020年時点の 高齢者人口(万人)	2035年時点の 高齢者人口(万人)	増加率順位 (2010→2035)
神奈川県	149	235(+58%)	272(+83%)	1
埼玉県	116	196(+69%)	212(+82%)	2
沖縄県	22	32(+47%)	40(+80%)	3
千葉県	106	174(+64%)	188(+77%)	4
愛知県	125	189(+51%)	208(+66%)	5
東京都	233	334(+43%)	390(+68%)	6
和歌山県	25	30(+22%)	29(+14%)	42
山口県	37	46(+23%)	41(+10%)	43
山形県	31	36(+15%)	34(+8%)	44
高知県	21	25(+9%)	22(+8%)	45
秋田県	31	36(+16%)	32(+4%)	46
島根県	20	23(+14%)	21(+3%)	47
全国	2,576	3,590(+39%)	3,725(+45%)	

高齢者の世帯形態の推移と将来推計

○ 今後、単身や夫婦のみの高齢者世帯が増加することが予想されている。

(万世帯)						
	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年
一般世帯	4,906	5,029	5,060	5,044	4,984	4,880
世帯主が65歳以上	1,355	1,568	1,803	1,899	1,901	1,903
単独 (比率)	387 28.6%	466 29.7%	562 31.2%	631 33.2%	673 35.4%	717 37.7%
夫婦のみ (比率)	465 34.3%	534 34.1%	599 33.2%	614 32.3%	594 31.2%	569 29.9%

(注) 比率は、世帯主が65歳以上の世帯に占める割合

(出典) 実績値：国勢調査〔総務省〕

推計値：日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成20年3月推計)〔国立社会保障・人口問題研究所〕

高齢者の住まいの現状

○ 高齢者世帯における持家率の低下

→ 経時的な持家率の変動は、低下の傾向を示している。

○ 高齢者の9割以上は在宅

→ 第1号被保険者 2,910 万人のうち 2,822 万人(97%)が在宅

○ 要介護の高齢者も約8割が在宅

→ 要介護認定者 506 万人のうち 418 万人(83%)が在宅介護

	H20	H15	H10
総世帯	51.5%	54.7%	56.4%
25歳未満	0.9%	1.2%	1.6%
25-29	7.8%	9.4%	10.1%
30-34	22.8%	23.8%	24.9%
35-39	38.0%	41.3%	44.1%
40-44	49.0%	54.3%	58.1%
45-49	57.7%	62.8%	65.8%
50-54	63.4%	67.3%	70.1%
55-59	66.7%	71.0%	73.8%
60-64	69.7%	72.9%	76.5%
65-69	70.5%	72.7%	78.7%
70-74	70.5%	73.7%	79.0%
75歳以上	69.9%	71.6%	75.5%

出典：総務省統計局「住宅・土地統計調査」

第1号被保険者数 2,910万人

認定の有無

要支援・要介護認定者 以外の者
2,404万人 (83%)

要支援・要介護認定者
506万人 (17%)

居住の場

在宅
2,404万人 (83%)

在宅
418万人(14%)

施設等
88万人
(3%)

83%

17%

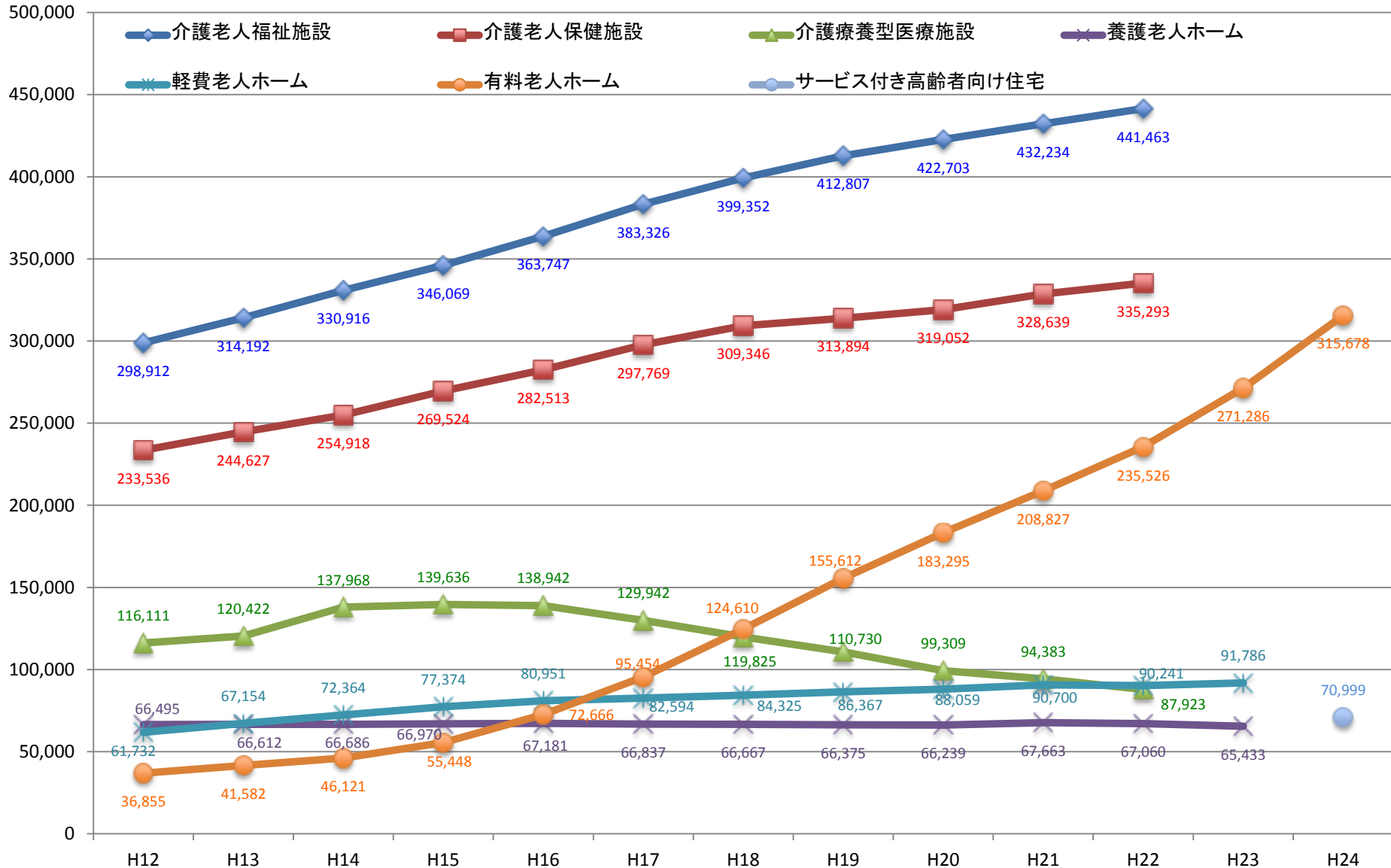
① 第1号被保険者数、要支援・要介護認定者数については、平成22年度介護保険事業状況報告の数値。

② 施設等入所者数については、平成22年介護サービス施設・事業所調査結果の概況より、介護保険3施設の在所有者数及び認知症対応型共同生活介護の利用者数の合計。

在宅高齢者における
ケアのニーズは高い

高齢者向け住まい・施設の定員数

(単位: 人・床)



※1: 介護保険3施設は、「H22介護サービス施設・事業所調査(10月1日時点)」。

※2: 養護老人ホーム・軽費老人ホームは、「H23社会福祉施設等調査(10月1日時点)」による。ただし、H21以降は調査票の回収率から算出した推計値。

※3: 有料老人ホームは、厚生労働省老健局の調査結果(7月1日時点)による。

※4: サービス付き高齢者向け住宅は、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム(9月30日時点)」による。

高齢者向け住まいの概要

	①サービス付き 高齢者向け住宅	②有料老人ホーム	③養護老人ホーム	④軽費老人ホーム	⑤認知症高齢者 グループホーム
根拠法	高齢者住まい法第5条	老人福祉法第29条	老人福祉法第20条の4	社会福祉法第65条 老人福祉法第20条の6	老人福祉法第5条の2 第6項
基本的性格	高齢者のための住居	高齢者のための住居	環境的、経済的に困窮した高齢者の入所施設	低所得高齢者のための住居	認知症高齢者のための共同生活住居
定義	高齢者向けの賃貸住宅又は有料老人ホーム、高齢者を入居させ、 状況把握サービス、生活相談サービス等の福祉サービスを提供する住宅	老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の 介護 、 食事の提供 、洗濯、掃除等の 家事 、 健康管理 を する事業を行う施設	入居者を養護し、その者が 自立した生活を営み 、 社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練 その他の 援助を行うこと を目的とする施設	無料又は低額な料金で、老人を入居させ、 食事の提供 その他 日常生活上必要な便宜を供与 することを目的とする施設	入居者について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の 介護 その他の 日常生活上の世話及び機能訓練を行うもの
介護保険法上の類型	なし ※外部サービスを活用	特定施設入居者生活介護			認知症対応型 共同生活介護
主な設置主体	限定なし (営利法人中心)	限定なし (営利法人中心)	地方公共団体 社会福祉法人	地方公共団体 社会福祉法人 知事許可を受けた法人	限定なし (営利法人中心)
対象者	次のいずれかに該当する 単身・夫婦世帯 ・60歳以上の者 ・要介護/要支援認定を受けている60歳未満の者	老人 ※老人福祉法上、老人に関する定義がないため、解釈においては社会通念による	65歳以上の者であって、環境上及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者	身体機能の低下等により自立した生活を営むことについて不安であると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の者	要介護者/要支援者であって認知症である者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)
1人当たり面積	25㎡ など	13㎡(参考値)	10.65㎡	21.6㎡(単身) 31.9㎡(夫婦) など	7.43㎡
施設数※ ¹	2,424件(H24.10.31)	7,563件(H24.7)	962件(H23.10)※ ²	2,155件(H23.10)※ ²	10,048件(H22.10)※ ³
	特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設: 3,107件(H22.10)				
定員数※ ¹	77,599人(H24.10.31)	315,678人(H24.7)	65,433人(H23.10)※ ²	91,786人(H23.10)※ ²	149,172人(H22.10)※ ³
	特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設: 174,312人(H22.10)				
補助制度等	整備費への助成	なし	なし	定員29人以下:整備費等への助成	

※1:①→サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム調べ、②→厚生労働省老健局調べ、③・④→H23社会福祉施設等調査、⑤・特定施設→H22介護サービス施設・事業所調査

※2:H23社会福祉施設等調査において、調査票の回収率から算出した推計値

※3:H22介護サービス施設・事業所調査における調査対象施設数と、実際に活動中であることが確認された施設の割合から算出した推計値

介護保険3施設の概要

		特別養護老人ホーム	老人保健施設	介護療養型医療施設 (2017年度末までに廃止)	
基本的性格		要介護高齢者のための生活施設	要介護高齢者が在宅復帰を目指すリハビリテーション施設	重医療・要介護高齢者の長期療養施設	
定義		65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものを入所させ、養護することを目的とする施設 【老人福祉法第20条の5】	要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設	療養病床等を有する病院又は診療所であって、当該療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設 【旧・医療法第7条第2項第4号】	
介護保険法上の類型		介護老人福祉施設 【介護保険法第8条第26項】	介護老人保健施設 【介護保険法第8条第27項】	介護療養型医療施設 【旧・介護保険法第8条第26項】	
主な設置主体		地方公共団体 社会福祉法人	地方公共団体 医療法人	地方公共団体 医療法人	
居室面積 ・定員数	従来型	面積/人	10.65㎡以上	8㎡以上	6.4㎡以上
		定員数	原則個室	4人以下	4人以下
	ユニット型	面積/人	10.65㎡以上		
		定員数	原則個室		
医師の配置基準		必要数(非常勤可)	常勤1以上 100:1以上	3以上 48:1以上	
施設数(H22.10)※1		6,214 件	3,698 件	2,026 件	
定員数・病床数(H22.10)※2		441,541 人	335,293 人	89,513 人	

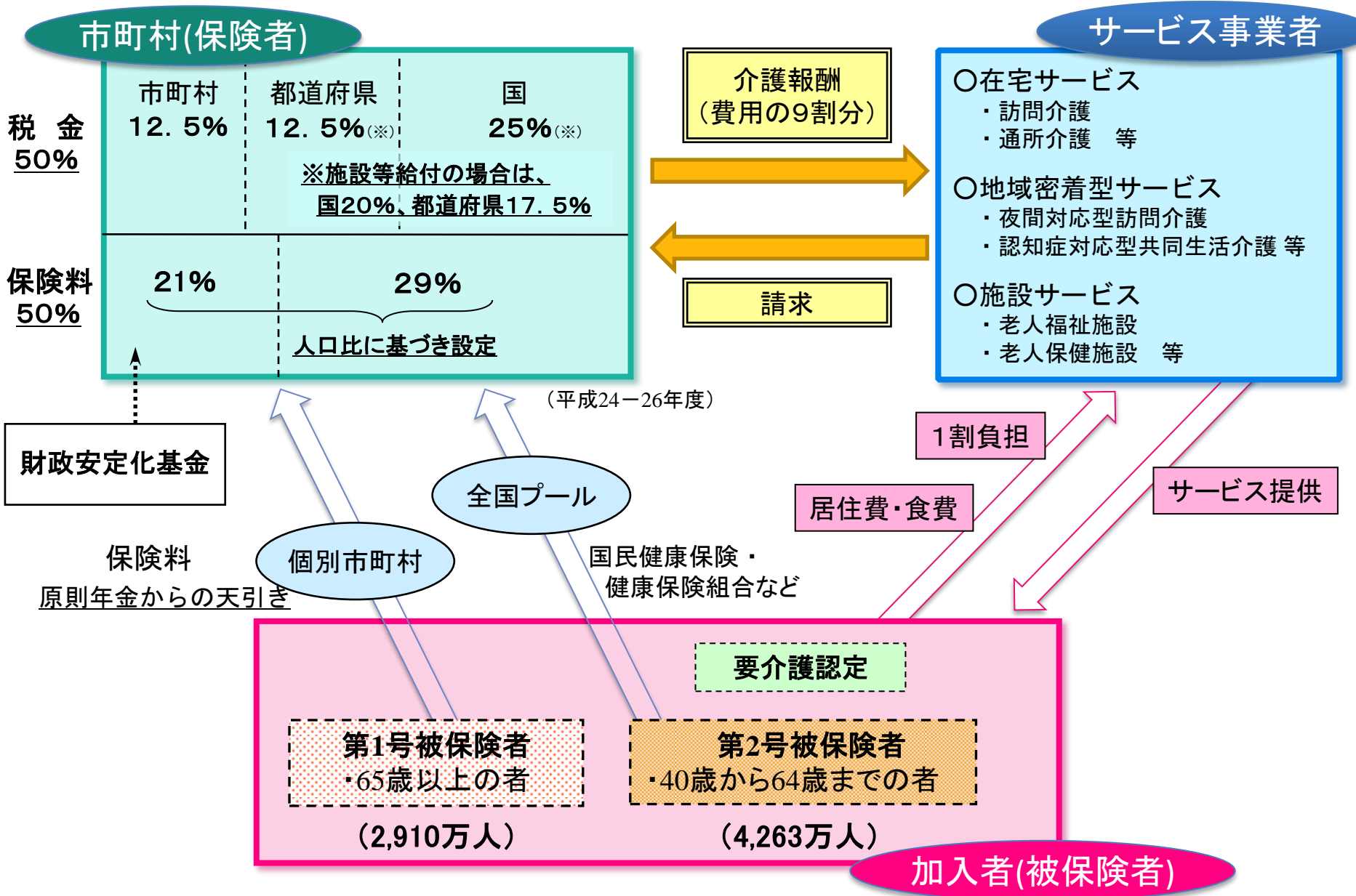
※1:平成22年介護サービス施設・事業所調査の調査対象施設数

※2:同調査において実際に活動中であることが確認された施設の割合から算出した推計値



2 介護保険制度について

介護保険制度の仕組み



(注) 65歳以上の者(第1号被保険者)の数は、「平成22年度介護保険事業状況報告」による。
第2号被保険者数は、社会保険診療報酬支払基金が介護給付費納付金額を確定するための医療保険者からの報告によるものであり、平成22年度内の月平均値である。

被保険者（加入者）について

- 介護保険制度の被保険者は、①65歳以上の者（第1号被保険者）、②40～64歳の医療保険加入者（第2号被保険者）となっている。
- 介護保険サービスは、65歳以上の者は原因を問わず要支援・要介護状態となったときに、40～64歳の者は末期がんや関節リウマチ等の老化による病気が原因で要支援・要介護状態になった場合に、受けることができる。

被保険者の概要

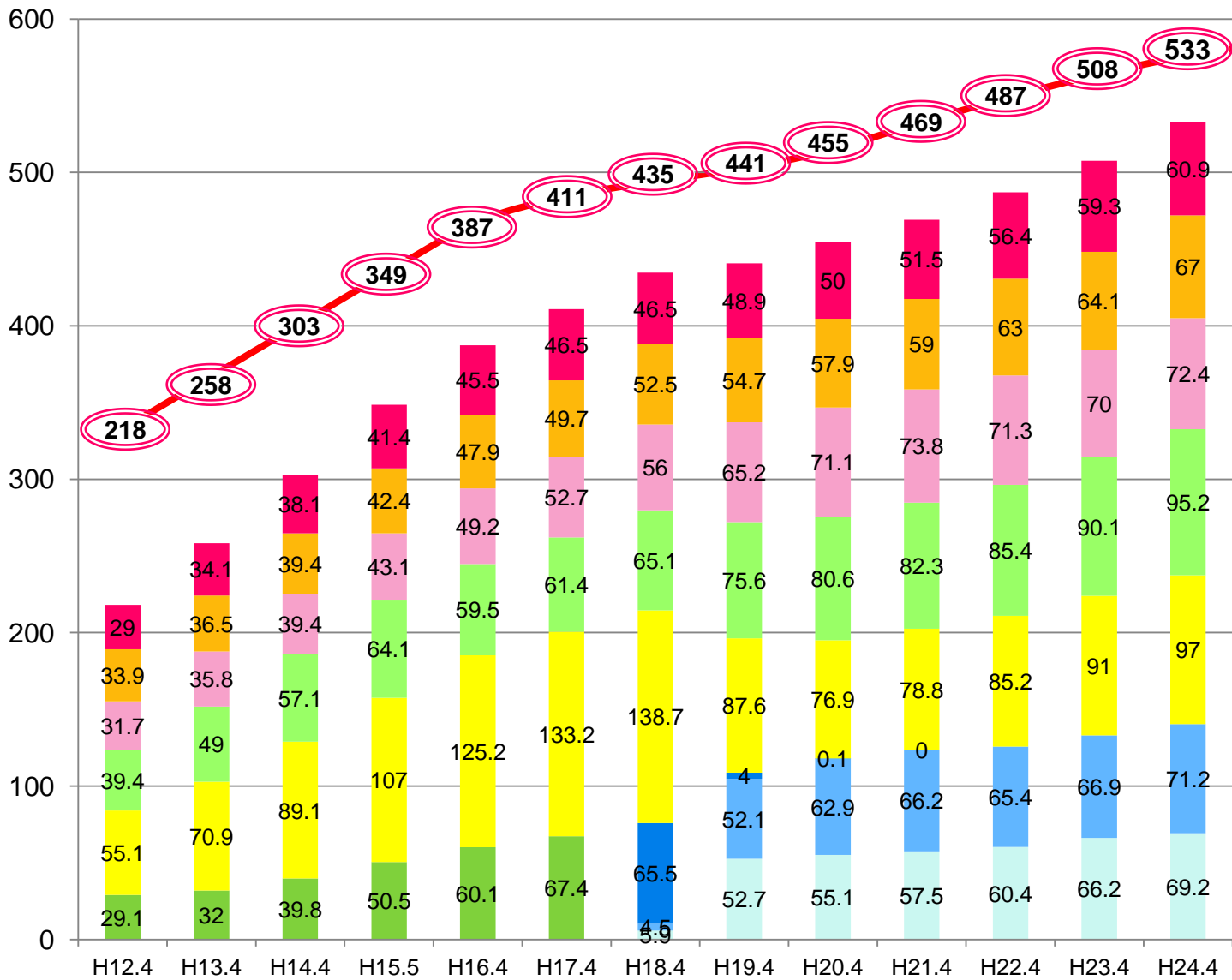
	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の者	40歳から64歳までの医療保険加入者
人数	2,910万人（平成22年度） （65～74歳： 1,482万人 75歳以上： 1,428万人）	4,263万人（平成22年度）
受給要件	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護状態 （寝たきり、認知症等で介護が必要な状態） ・要支援状態 （日常生活に支援が必要な状態） 	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病（特定疾病）による場合に限定
要介護（要支援）認定者数と被保険者に占める割合	491万人（16.9%） （ 65～74歳： 64万人（2.2%） 75歳以上： 427万人（14.7%） ）	15万人（0.4%）
保険料負担	市町村が徴収 （原則、年金から天引き）	医療保険者が医療保険の保険料と一括徴収

（注）65歳以上の者（第1号被保険者）の数は、「平成22年度介護保険事業状況報告」による。

第2号被保険者数は、社会保険診療報酬支払基金が介護給付費納付金額を確定するための医療保険者からの報告によるものであり、平成22年度内の月平均値である。

要介護度別認定者数の推移

(単位:万人)



計		2.44倍
要介護	5	2.10倍
	4	1.98倍
	3	2.28倍
	2	2.42倍
	1	2.82倍
経過的要介護		
要支援	2	2.82倍
	1	

H12.4とH24.4の比較

介護保険サービスの体系

在宅



訪問系サービス

- ・訪問介護 ・訪問看護 ・訪問入浴介護 ・居宅介護支援
- ・定期巡回・随時対応サービス 等



通所系サービス

- ・通所介護 ・通所リハビリテーション等

短期滞在系サービス

- ・短期入所生活介護(ショートステイ) 等



居住系サービス

- ・特定施設入居者生活介護 ・認知症共同生活介護 等

入所系サービス

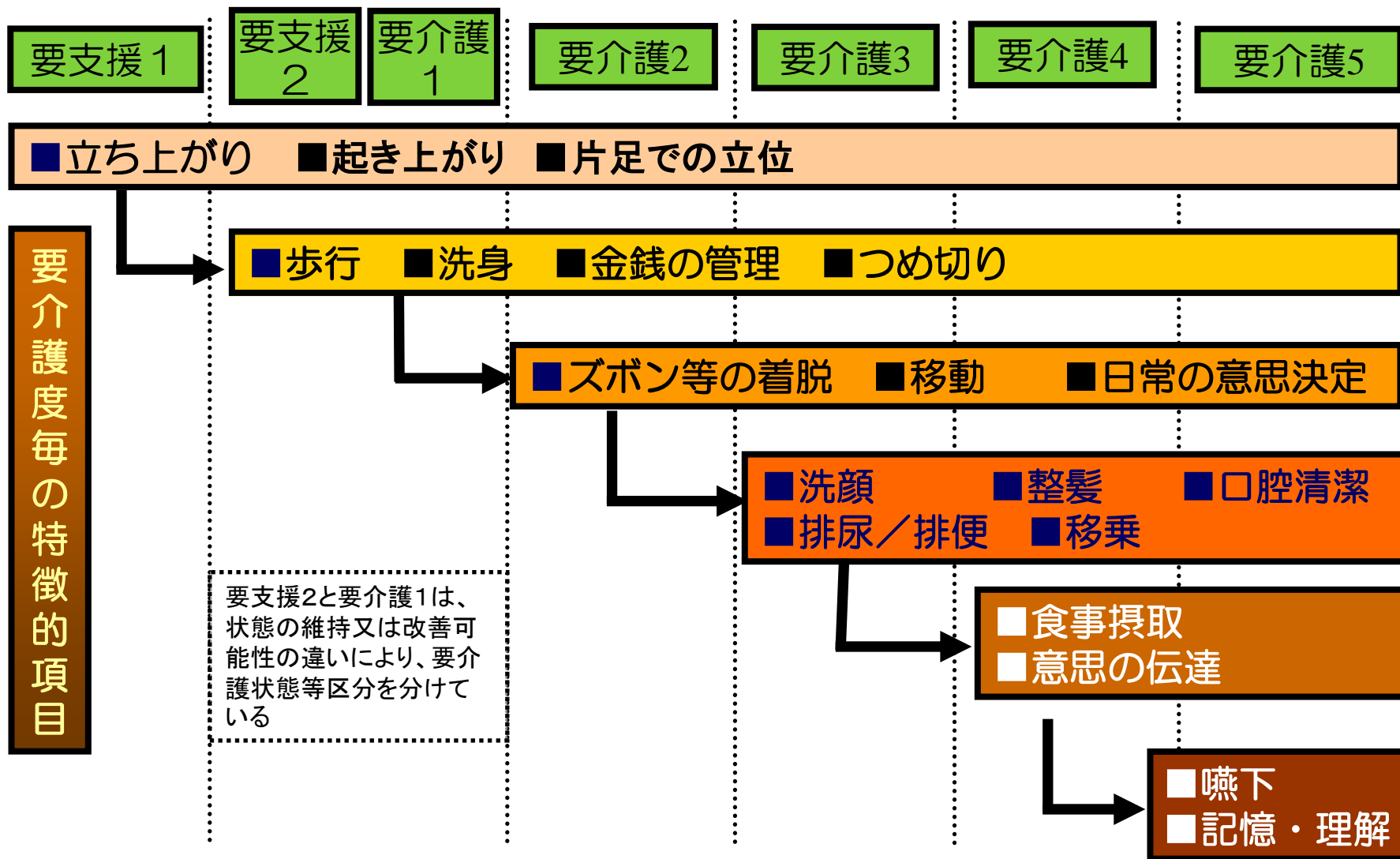
- ・介護老人福祉施設(特養) ・介護老人保健施設



施設



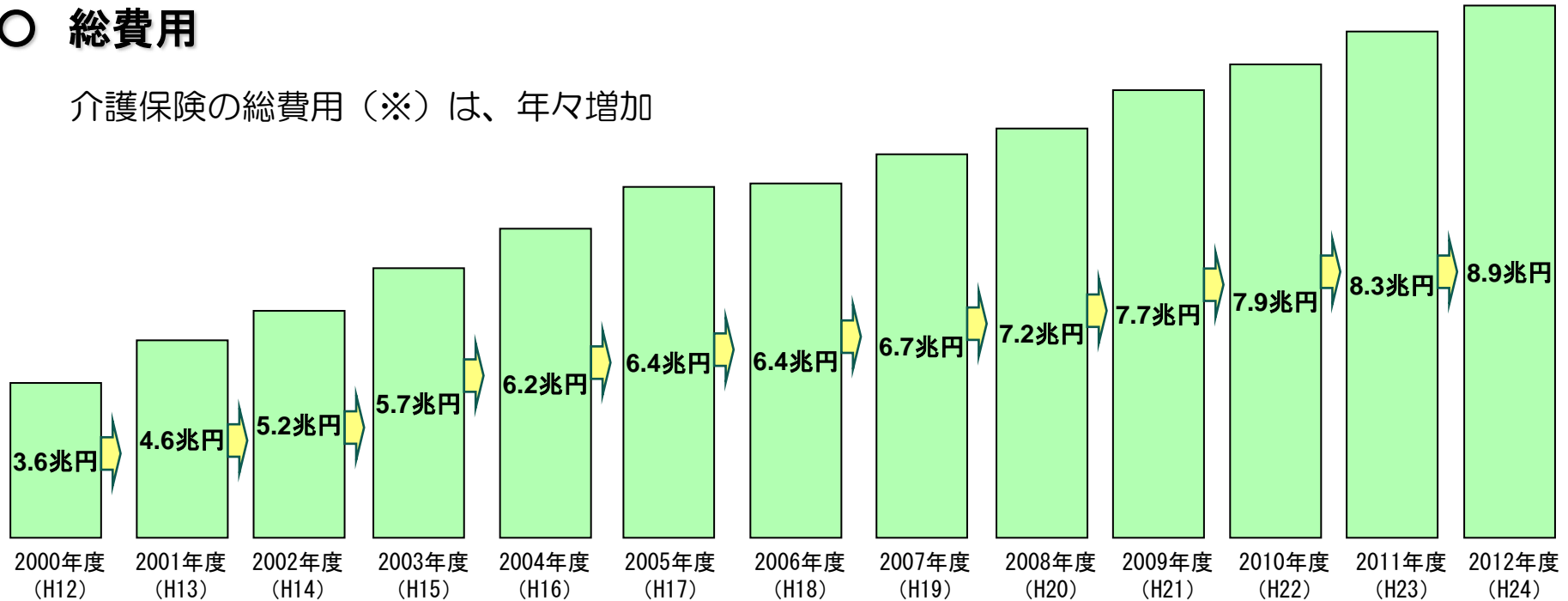
要介護度別の状態像（イメージ図）



介護保険財政の動向

○ 総費用

介護保険の総費用（※）は、年々増加



(注) 2000～2009年度は実績、2010～2012年度は当初予算

※介護保険に係る事務コストや人件費などは含まない（地方交付税により措置されている）。

○ 65歳以上が支払う保険料〔全国平均(月額・加重平均)〕

